

自治区の行事等や各地区の祭礼行事で発生したごみの ごみ処理手数料の減免について

令和4年4月1日から、知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町）による広域ごみ処理施設「知多南部広域環境センター（ゆめくりん）」が供用を開始します。

これに伴い、各地区の祭礼行事で発生したごみをゆめくりんに搬入する際は、事前にごみ処理手数料の減免申請が必要となります。ゆめくりんの施設情報及び申請方法等につきましては、以下のとおりです。

1. ゆめくりんについて

場所：知多郡武豊町字一号地 11 番地 37

搬入時間：月曜日～金曜日（祝日を含む）8時30分～16時15分

土曜日（祝日を含む）8時30分～13時

持ち込みできるもの：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ

2. ごみ処理手数料の減免申請方法について

「広域環境センター手数料減免申請書（様式第9号）」に必要事項を記載のうえ、環境課ごみ減量担当にメール、FAX、窓口で申請してください。

減免申請書は、環境課ごみ減量担当が市町意見欄に記入をした後に、メールまたは郵送でお渡します。ごみ搬入時に減免申請書をゆめくりんの計量員へ提出してください。

なお、**減免申請は、原則、ごみを持ち込む都度、行う必要があります。**

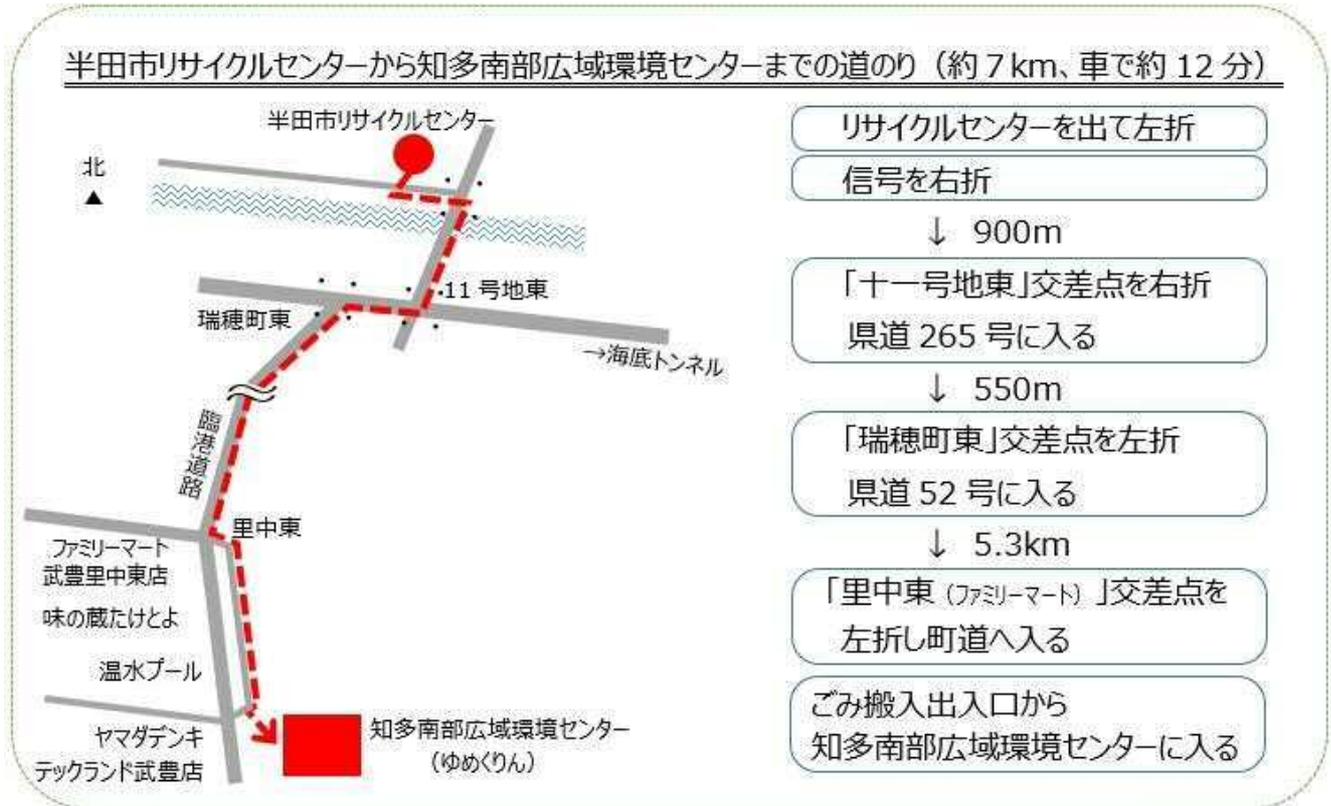
3. 注意事項

- ・減免申請書は、ごみを搬入する3日前（土日を除く）までに環境課へ申請してください。
- ・次の品目は、半田市リサイクルセンターで資源類として受け取ることができますので、分別にご協力をお願いします。

《半田市リサイクルセンターで受け取ることができる資源類》

金属類、硬質プラスチック製品、木製家具、アルミ缶、スチール缶、空きびん、紙パック、新聞、雑誌、ダンボール、古着、小型家電、紙製容器包装・その他紙類、プラ製容器包装、ペットボトル、ペットボトルキャップ、廃食用油、羽毛布団、コンタクトレンズ空ケース、蛍光管、乾電池、発火性危険ごみ（スプレー缶、使い捨てライター）

4. ゆめくりんの場所：知多郡武豊町字一号地 11 番地 37



5. ゆめくりんへの搬入手順

- ① ゆめくりんに到着したら、計量器に乗り、減免申請書を計量員に手渡す。

計量員に地区名と搬入物を伝える。

(例)「半田市〇〇区です。自治区（祭礼行事）のごみを持ってきました。」

- ② 計量器のブザーが鳴ったら、指示に従い指定場所まで車両を移動させる。
- ③ 荷下ろしは搬入者自身で行う。
- ④ 荷下ろしを終えたら、空荷状態で再度計量器に乗る。
- ⑤ 計量票が発行されるので受け取る。

(受け取った計量票については、環境課へ提出は不要です。)

【問い合わせ先】

環境課ごみ減量担当

電話 0569-23-3567

FAX 0569-21-6405

Eメール gomigen@city.handa.lg.jp